

男女共同参画審議会の今後のスケジュールについて（予定）

年度		事務局	男女共同参画審議会		担当者用 詳細
			審議内容等	委員任期	
令和5年度	4月～11月	①男女共同参画審議会の今後のスケジュールの検討 ②年次報告書（第4次プラン進捗状況等）の様式案作成		第12期 (R4.9.1～ R6.8.31)	<p>③年次報告書については、様式案の説明</p> <p>④別紙「委嘱スケジュール」</p> <p>本来は年2回（1回は年次報告書で審議すべき） ※令和2年度事業までは年次報告書ではなく、～プラン進捗状況報告書という名称。令和5年度事業から年次報告書に修正する ※条例の逐条解説では、毎年「年次報告書」について、「プラン」の進捗状況等について公表することになっている。 ※令和3、4年度事業にかかる年次報告書を作成していない。 第3次プラン終了後の空白2年間は各課にプランの推進状況を確認していないため、作成していない。</p>
	1月	③第1回審議会 ・男女共同参画審議会の今後のスケジュールについて ・年次報告書（第4次プラン進捗状況等）について			
	3月	④第13期審議会委員の選出事務開始			
令和6年度	4月～8月	①年次報告書（第4次プラン令和5年度進捗状況等）（案）の作成 ②第13期審議会委員の決定			<p>②、③別紙「委嘱スケジュール」</p> <p>③年次報告書（案）について審議（各課事業について委員から意見があった場合は、次回の審議会までに各課に確認等を行う（その場で答えられる場合は答える。））</p> <p>④審議会の審議内容を踏まえ速やかに（必要に応じ修正）※9月議会終了後</p> <p>⑤県、他市の情報収集もしながら検討資料作成（調査票（案）までは作らない） 担当者は12月には室内で調整できるよう資料作成（今後の方向性、参考とする資料、他市比較表）</p> <p>⑥検討資料で審議 現段階における県や他市との比較表を提示し、事務局としての方針を提示する。 調査票（案）までは作らず、分かりやすい資料のみ提示し、審議してもらう。 ※審議会の意見を踏まえ、次回の審議会では調査票（案）を作成し提示、比較表も最新にして提示</p>
	9月	④年次報告書（第4次プラン令和5年度進捗状況等）の発行・公表	<p>第13期審議会委員の委嘱</p> <p>③第1回審議会 ・委嘱状交付 ・第13期審議会委員の会長及び副会長の選任 ・年次報告書（第4次プラン令和5年度進捗状況等）（案）について</p>		
	10月～	⑤令和8年度意識・実態調査の調査票（案）の検討資料作成			
	2月	⑥第2回審議会 ・令和8年度意識・実態調査について（1回目）			

令和7年度	4月～8月	①年次報告書（第4次プラン令和6年度進捗状況等）（案）の作成 ②令和8年度意識・実態調査の調査票（案）の作成	
	9月	④年次報告書（第4次プラン令和6年度進捗状況等）の発行・公表	③第1回審議会 ・年次報告書（第4次プラン令和6年度進捗状況等）（案）について ・令和8年度意識・実態調査の調査票（案）について（2回目）
	10月～1月	⑤令和8年度意識・実態調査の調査票（案）修正	
	2月	⑦令和8年度意識・実態調査の調査票完成	⑥第2回審議会 ・令和8年度意識・実態調査の調査票（案）について（最終）
	3月	⑧第14期審議会委員の選出事務開始	
令和8年度	4月	①第5次プラン策定に向けた事務手続の方針決定 ②令和8年度意識・実態調査の実施方法決定、事務開始	
	5月～6月	③令和8年度意識・実態調査の業務委託契約 ④年次報告書（第4次プラン令和7年度進捗状況等）の作成	
	7月～8月	⑤第14期審議会委員の決定 ⑥令和8年度意識・実態調査の実施（調査票発送、回答期間：約1か月、対象者：2,000人（無作為抽出））	
	9月	⑦令和8年度意識・実態調査実施報告書（案）の作成開始 ⑨年次報告書（第4次プラン令和7年度進捗状況等）の発行・公表	第14期審議会委員の委嘱 ⑧第1回審議会 ・委嘱状交付 ・第14期審議会委員の会長及び副会長の選任 ・年次報告書（第4次プラン令和7年度進捗状況等）（案）について
	10月～	⑩第5次プラン（素案）の事務局案作成開始	
	2月		⑪第2回審議会 ・令和8年度意識・実態調査の実施報告書（案）について
	3月	⑫令和8年度意識・実態調査実施報告書の完成（製本配布・HP等）	

第13期
(R6.9.1～
R8.8.31)

②検討資料や前回の審議会の意見を踏まえ、調査票（案）を作成する。検討資料も最新に更新する。
③年次報告書（案）について審議（各課事業について委員から意見があった場合は、次回の審議会までに各課に確認等を行う（その場で答えられる場合は答える。）） 基本的に年次報告書（案）で時間いっぱい使う。 実態調査調査票については、前回の審議会の意見を踏まえ作成した調査票（案）と最新の比較表のみを渡すだけとする（主旨は説明）。 次回の審議会が2月を予定しているため、〇〇月までに意見等をほしい旨連絡する（別紙意見照会用紙配布）。 次回の審議会では意見を再度とりまとめた調査票（案）に基づいて審議する旨伝える。
④審議会の審議内容を踏まえ速やかに（必要に応じ修正）※9月議会終了後
⑤審議委員からの意見を踏まえ随時修正
⑥依頼していた審議委員からの意見をとりまとめて調査票の最終案を提示 案について修正したところ等を説明し、審議 ※早く終わってしまいそうだったら、再度今後のスケジュール等を話すなど追加の内容を用意しておく。
⑦審議会の意見を踏まえ、調査票を完成
⑧別紙「委嘱スケジュール」
⑩第5次プラン策定に向けた基本決裁（令和8年度意識・実態調査も含めた今後の予定等）
⑫令和8年度意識・実態調査の実施決定決裁（調査票の決定、調査スケジュール等） ⇒事務開始（業者選定、対象者抽出、広報、HP等）
⑤⑧別紙「委嘱スケジュール」
⑨年次報告書（案）について審議（各課事業について委員から意見があった場合は、次回の審議会までに各課に確認等を行う（その場で答えられる場合は答える。））
⑨審議会の審議内容を踏まえ速やかに（必要に応じ修正）※9月議会終了後
⑩来年度の第1回審議会開催に向け素案の事務局案を作成開始（各所管課への照会や、回答も取りまとめた完成版） 審議会には事前送付するため、遅くとも来年7月下旬には完成すること（室内での検討も踏まえると、担当者案としては6月には完成させる。）
⑪実態調査報告書（案）については様式等、文章等问题がないか意見をもらう。 第5次プランについては今後のスケジュール報告（事務局でこれまでの4次プラン進捗状況の意見や他市の状況を踏まえ、各課に照会し（案）を作成中 令和9年度9月に諮問 事前に案は送付する予定である旨を報告）

令和9年度	4月～8月	①第5次プラン(素案)の事務局案完成(各所管課からの回答も取りまとめる。) ②年次報告書(第4次プラン令和8年度進捗状況等)(案)の作成		第14期 (R8.9.1～ R10.8.31)	①第1回審議会開催に向け素案を完成させる(各所管課への照会し、回答も取りまとめたもの。)。審議会には事前送付するため、遅くとも8月上旬には完成(室内での検討も踏まえると、担当者案としては7月上旬には完成) 事務局案は、第1回審議会の開催2週間以上前には審議委員に事前送付 ④年次報告書(案)について審議(各課事業について委員から意見があった場合は、次回の審議会までに各課に確認等を行う(その場で答えられる場合は答える。)) 年次報告書(案)の審議も踏まえ、事務局が作成した第5次プラン(素案)を説明(パブコメのスケジュールや資料も説明)※第5次プランの審議は時間の関係で可能な範囲で 審議会後(次回審議会開催に向け)も意見をいただきたい(別紙意見照会用紙配布)旨と次回審議会でパブコメ案を確定する旨を説明 ⑤審議会の審議内容を踏まえ速やかに(必要に応じ修正)※9月議会終了後 ⑥前回審議会やその後の審議委員からの意見を踏まえ素案を修正 ⑦事務局が作成した素案の修正案について説明 その他意見を聞き、パブコメ実施に向けた素案を確定させる。 ⑧実施期間12月1日～30日?(最低1か月) ⑩パブコメの結果と回答案の確認(必要に応じ答申、発行までの流れも説明) 事務局がパブコメ回答案に基づき、あらかじめ素案を修正したものを提示し、審議答申案を確定させる(審議会当日、更に修正等指摘があった場合は、答申前に修正したものを審議委員に送付する旨説明)。 ⑪ ⑩の審議会での審議を踏まえ、パブコメ、議員に対する回答書を送付 ⑮ 別紙「委嘱スケジュール」
	9月	③第5次プラン(素案)のパブリックコメント準備開始 ⑤年次報告書(第4次プラン令和8年度進捗状況等)の発行・公表	④第1回審議会 ・市長からの諮問(第5次プラン(素案)について) ・年次報告書(第4次プラン令和8年度進捗状況等)(案)について ・第5次プラン(素案)について		
	10月～11月	⑥第5次プラン(素案)の修正	⑦第2回審議会 ・第5次プラン(素案)について		
	12月	⑧第5次プラン(素案)のパブリックコメント実施 ※市議会議員、庁内にも意見募集			
	1月	⑨第5次プラン(素案)のパブリックコメント等に対する回答案の作成、回答案を踏まえた素案の修正			
	2月	⑪第5次プラン(素案)のパブリックコメント等に対する回答書の送付	⑩第3回審議会 ・第5次プラン(素案)について		
	3月	⑬第5次プランの正式決定(答申内容を庁内会議に諮る。) ⑭第5次プラン発行、概要版の作成、市HP掲載 ⑮第15期審議会委員の選出事務開始	⑫審議会開催なし ・市長への答申(第5次プラン(素案)について)		
令和10年度	4月～8月	①年次報告書(第4次プラン令和9年度進捗状況等)(案)の作成 ②第15期審議会委員の決定		第14期 (R8.9.1～ R10.8.31)	②、③ 別紙「委嘱スケジュール」 ③年次報告書(案)について審議(各課事業について委員から意見があった場合は、次回の審議会までに各課に確認等を行う(その場で答えられる場合は答える。)) ④審議会の審議内容を踏まえ速やかに(必要に応じ修正)※9月議会終了後 ⑦年次報告書(第5次プラン進捗状況等)については、様式案の説明他に審議するネタがある場合は、スケジュールの説明は少なめに ※R5は他にネタがなかったため、スケジュールの話で時間を稼いだ。さらに、年次報告書も作成しなかったため、年1回しか審議会ができなかった。
	9月	④年次報告書(第4次プラン令和9年度進捗状況等)の発行・公表	第15期審議会委員の委嘱 ③第1回審議会、委嘱状交付 ・第15期審議会委員の会長及び副会長の選任 ・年次報告書(第4次プラン令和9年度進捗状況等)(案)について		
	10月～11月	⑤男女共同参画審議会の今後のスケジュールの検討 ⑥年次報告書(第5次プラン進捗状況等)の様式案作成			
	2月		⑦第2回審議会 ・男女共同参画審議会の今後のスケジュールについて ・年次報告書(第5次プラン進捗状況等)について		